集落営農組織 規約

第1条（名称と事務所）

この組織は、＿＿＿＿＿＿（以下「組合」という。）という。組合の事務所は、＿＿＿＿＿＿に置く。

第2条（目的）

組合は、集落の農用地を守り、機械の共同利用と農作業の共同化によって生産コストを下げ、地域の担い手として農業経営の法人化をめざすことを目的とする。

第3条（事業）

組合は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2 ＿＿＿＿＿＿

3 ＿＿＿＿＿＿

4 ＿＿＿＿＿＿

5 その他、組合の目的を達成するために必要な事業

第4条（構成員の資格）

構成員は、＿＿＿＿＿＿に住所または農用地の権利をもち、組合の事業に農用地を提供する者とする。

第5条（加入）

組合に加入しようとする者は、提供する農用地の面積を書いた加入申込書を組合長に提出し、総会の承認を受ける。

第6条（脱退）

1 構成員は、＿＿＿＿＿＿前までに書面で予告し、事業年度の終わりに脱退することができる。

2 構成員は、死亡したとき、構成員の資格を失ったとき、または除名されたときは、脱退する。

3 脱退するときの精算は、総会で定めた方法による。

第7条（役員）

1　組合に、次の役員を置く。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿。

2　役員は総会で構成員の中から選び、組合長が組合を代表する。

3　役員の任期は、＿＿＿＿＿＿＿＿とする。

第8条（総会の議決事項）

次の事項は、総会の議決を経なければならない。

1　規約の変更

2　事業計画と収支予算

3　事業報告と収支決算

4　役員の選任

5　利益の配分の基準

6　作業料金と出役の単価

7　構成員の加入・脱退・除名

8　借入れと財産の処分

9　法人化

10 解散

第9条（総会の議決方法）

1　総会は、＿＿＿＿＿＿＿＿開く。

2　総会は構成員の過半数の出席で成立し、書面または代理人で議決権を行使した者は出席したものとみなす。

3　議決権は1人1票とし、議事は出席者の過半数で決める。ただし、規約の変更と解散は、構成員の3分の2以上の賛成による。

第10条（農用地の利用と管理）

構成員が提供した農用地は、組合で作付計画を立てて耕作する。畦畔の草刈りと水管理は、農用地を提供した構成員に委託し、作業料金を支払う。

第11条（機械・施設の利用と管理）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、組合で所有し、または借り受け、利用計画を立てて使う。オペレーターは総会で決め、点検整備の記録を残す。

第12条（共同販売経理）

組合は組合長名義の口座を設け、農産物は組合の名義で販売し、販売代金と交付金をこの口座に入金する。組合の経費は、この口座から支払う。

第13条（費用の負担と利益の配分）

組合の事業の費用は、構成員が共同して負担する。利益は、出役時間に応じた作業料金と、提供した農用地の面積に応じた配分により、すべての構成員に配分する。配分の基準は、総会で決める。

第14条（出役と作業料金）

構成員の出役は作業日誌に記録し、時間単価により作業料金を支払う。時間単価は、オペレーターは1時間＿＿＿＿＿＿、補助作業は1時間＿＿＿＿＿＿とし、総会で決める。

第15条（会計と監査）

組合の会計年度は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とする。会計は帳簿と通帳で収支を明らかにし、監事の監査を受けて総会で報告する。

第16条（法人化）

組合は、＿＿＿＿＿＿までに農業経営を営む法人になることをめざし、役員会で準備を進め、総会に諮る。

第17条（解散）

組合の解散は、総会で構成員の3分の2以上の賛成により決める。法人化するときは、組合の財産と負債を設立する法人に引き継ぐ。

附則

この規約は、＿＿＿＿＿＿から施行する。

※ 第2条・第4条〜第11条は、集落営農（法人を除く）が経営所得安定対策等の交付金の対象になるために規約に書くことが求められている事項です。第12条・第13条は共同販売経理の要件にあたります。

構成員名簿

番号	氏名	住所	提供する農用地（a）	出資・負担金	加入日	脱退日	役職・担当

番号	氏名	住所	提供する農用地（a）	出資・負担金	加入日	脱退日	役職・担当

集落営農の要件チェック表（経営所得安定対策）

規約を総会に諮る前と、交付金を申請する前に、次の点を確かめる。確認した日は＿＿＿＿、確認した人は＿＿＿＿。

区分	確かめること	規約の条	確認
記載事項	目的	第2条	
記載事項	構成員たる資格	第4条	
記載事項	構成員の加入及び脱退に関する事項	第5条・第6条	
記載事項	代表者に関する事項	第7条	
記載事項	総会の議決事項	第8条	
記載事項	総会の議決方法	第9条	
記載事項	農用地の利用及び管理に関すること	第10条	
記載事項	農業用機械及び農業用施設の利用及び管理に関すること	第11条	
内容の基準	加入・脱退に不当な制約がない	第5条・第6条	
内容の基準	代表者の選任の手続が明らか	第7条	
内容の基準	規約の変更その他の重要事項が総会の議決事項になっている	第8条	
内容の基準	総会の議決方法が構成員の参加を不当に差別していない	第9条	
共同販売経理	代表者名義の口座があり、農産物を組織の名義で販売し、販売収入をその口座に入れている	第12条	
共同販売経理	耕作の費用を全ての構成員が共同して負担し、利益を全ての構成員に配分している	第13条	
法人化	農地利用の集積と法人化を確実に行うと市町村から判断を受けている	第16条	
提出書類	規約の写し・構成員名簿の写し・代表者名義の預金通帳の写し・総会資料		

※「規約の条」は、このひな形の条番号です。条を足したり消したりしたときは、合わせて直します。